公益財団法人ひろしま産業振興機構 デジタル複合機賃貸借仕様書

1 賃貸借物件

デジタル複合機 5台(FAXカラー複合機3台、モノクロ複合機2台)

2 機器仕様

- (1) 別紙による。
- (2) 更新機器は新造品であること。
- (3) グリーン購入法の適合商品であること。

3 賃貸借期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間(60ヶ月)

なお、この契約の締結の属する年度の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算が減額又 は削除された場合は、契約を解除することがある。

4 設置場所

広島県広島市中区千田町3丁目7番47号 広島県情報プラザ内 公益財団法人ひろしま産業振興機構

- (1) 1 階事務室 2 台
- (2) 2 階事務室 1 台
- (3) 3階東側事務室 2台
- 5 1年間の使用予定枚数 (コピー・プリンターの合計)

カラー 180,000枚

モノクロ 690,000枚

6 納入期限 (搬入及び設置)

平成29年4月1日から使用できるように設置及び設定をすること。なお、賃貸借期間中においては、既設複合機との入れ替え等による使用不可期間が生じることを認めない。

7 料金方式

- (1) 1複写当たりの単価契約とし、カウンター料金制とする。
- (2) 契約単価には、機器レンタル料・保守点検・修繕等の維持管理料金及びトナー等の消耗品 (用紙、ステープラを除く)の供給料金、物件の搬入・設置調整費用及び契約期間満了(又は契約 解除)後の物件の撤去、引き取り費用を含むものとする。
- (3) 最低保障枚数の設定は行わない。
- (4)料金計算の単位は、月の初日から末日までとし、各月の実使用枚数に契約単価を乗じた額に 消費税及び地方消費税を加算した額(円未満切捨て)を請求すること。なお、当仕様書及び入 札書に記載されている1年間使用予定枚数については保証するものではない。また、実際の複

写枚数の増減による契約単価の変更は行わないものとする。

8 設置機器の整備・保守等

- (1) 物件が常に正常な状態で使用できるよう定期的に技術員等を派遣し、点検・調整・部品交換及び消耗品の迅速な供給を行うこと。
- (2) 物件には動産保険を付加し、その費用を負担すること。
- (3) 保守並びに点検実施、消耗品納入に当たり、知り得た業務上の秘密を外部に漏らす又は他の目的に利用してはならない。
- (4) 使用済みのトナー等の消耗品はすべて回収すること。
- (5) デジタル複合機が故障した場合は、故障連絡から60分以内に技術員等を設置場所に派遣して修理を行い正常な状態に回復させること。また、常時正常な状態を維持できない状態となった場合は、機械交換を行うこと。
- (6) 修理を依頼する時間帯及び保守サービスに着手する時間帯は、原則として、平日(月~金)の午前9時から午後5時15分までとする。ただし、特に業務に支障が生じる場合は、土曜日・日曜日・祝日についても修理を依頼することがある。この場合は、別途対応を協議する。

9 設置機器の設定等

- (1) デジタル複合機の設置及び複合機をネットワークプリンタ等として使用するために必要となる備品及び作業は無償とすること。
- (2) ネットワークプリンタを使用するパソコンへのドライバのインストールについては、総務企 画グループと協議し、無償で行うこと。
- (3) 使用に当たり必要なマニュアル及び資料等を1部提供するとともに、機能等について使用する職員に適切な指導を行うこと。

10 個人情報の保護について

推奨する個人情報保護に関するセキュリティ機能について、詳細を文書で総務企画グループに 提出すること。